

○建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制 と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定 する工作物を定める件

平成二十三年九月三十日国土交通省告示第千二号

平成二四年七月三十一日国土交通省告示第八四三号

平成二六年四月一日国土交通省告示第四六二号

平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二〇号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第一項の規定に基づき、この告示を制定する。

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を次のように定める。

建築基準法施行令第三百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物は、次に掲げる工作物とする。

- 一 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（架空電線路用並びに電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものに限る。）
- 二 太陽電池発電設備（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物であるものに限る。）
- 三 風力発電設備（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定の適用を受けるもの又は電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物であるものに限る。）

（平二四国交通告八四三・平二六国交通告四六二・平二八国交通告五二〇・一部改正）

附 則

この告示は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四・七・三一国交通告八四三）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六・四・一国交通告四六二）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八・三・二五国交通告五二〇）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。